

- ◎新潟県訓令第2号
- ◎新潟県議会訓令第1号
- ◎新潟県人事委員会訓令第1号
- ◎新潟県監査委員訓令第1号

本 庁
地 域 機 関
県 議 会 事 務 局
人 事 委 員 会 事 務 局
監 査 委 員 事 務 局
労 働 委 員 会 事 務 局

新潟県職員健康管理規程（昭和52年4月新潟県訓令第11号、昭和52年4月新潟県議会訓令第3号、昭和52年4月新潟県人事委員会訓令第3号、昭和52年4月新潟県監査委員訓令第3号）の一部を次の表のように改正し、令和7年4月1日から実施する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花角 英世
新潟県議会議長 皆川 雄二
新潟県人事委員会委員長 氏家 信彦
新潟県代表監査委員 八木 浩幸

（下線及び太枠部分は改正部分）

改 正 後				改 正 前				
別表第3（第4条関係）				別表第3（第4条関係）				
特殊定期健康診断				特殊定期健康診断				
区分	対象者	検査の項目	備考	区分	対象者	検査の項目	備考	
(略)				(略)				
<u>9</u>	(略)	(略)		9	介護者 検診	重度心身 障害児・ 者の介護 業務に従 事する職 員	(1) 自覚症状の 有無 (2) 既往歴及び 業務歴の調査 (3) 医師が必要 と認める場合 次の検査 ア 整形外科 的神経学検 査 イ 検尿(糖 及びたん 白、沈査検 鏡) ウ 赤血球沈 降速度検査 エ 腰椎エッ クス線検査	年2 回
<u>10</u>	(略)	(略)		<u>10</u>	(略)	(略)		
<u>10</u>	(略)	(略)		<u>11</u>	(略)	(略)		